

平成21年度までに判明した不法投棄等の不適正処分がなされたものであって、生活環境保全上の支障又はそのおそれがあることから、今後、産業廃棄物適正処理推進基金による支援が必要であると考えられる事案の支援必要額の試算について（案）

1. 支援必要額の試算結果

環境省が平成21年度に実施した「産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成20年度）について」（以下「実態調査」という。）において、都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）から、現に支障が生じており支障除去措置を実施している（16件）又は現に支障のおそれがある支障のおそれの防止措置を実施（33件）すると報告のあった事案のうち、産業廃棄物適正処理推進基金（3/4補助）（以下「基金」という。）に基づく支援の希望があった事案（12件。うち2件は2月時点で支援希望を取り下げたため、ここでの試算から除いている。）、平成21年度に新たに判明し支援の希望があった事案（2件）、平成20年度末までに判明し、今後の対応として現に支障のおそれがあるものの状況確認のための定期的な立入検査を実施すると判断されていたが、平成21年度において、当該対応方針を変更して、支障のおそれの防止措置を実施すると判断され、支援の希望があった事案（4件）及び平成20年度末までに判明し、今後の対応として支障等の状況を明確にするための調査を実施すると判断されていたが、平成21年度において、支障等の調査の結果、現に支障のおそれがある支障のおそれの防止措置を実施すると判断され、支援を希望すると報告のあった事案（1件）に係る支援必要額の合計は以下のとおり。

区分	支障等の状況	事案数	支援要望見込み額	試算単価による支援必要見込み額	
				全量撤去とした場合	部分撤去とした場合
A	現に支障がある	1	75,000千円	0千円	0千円
	現に支障のおそれがある	9	2,831,550千円	336,432千円	65,953千円
	小計	10	2,906,550千円	336,432千円	65,953千円
B	現に支障のおそれがある	2	67,500千円	56,430千円	10,395千円
C	現に支障のおそれがある	4	847,500千円	0千円	0千円
D	現に支障のおそれがある	1	150,000千円	0千円	0千円
合計		17	a 3,971,550千円	b 392,862千円	c 76,348千円
総計		17	試算単価による支援事案を全て全量撤去とした場合 (a+b) 4,364,412千円 試算単価による支援事案を全て部分撤去とした場合 (a+c) 4,047,898千円		

（注：区分欄A、B、C及びDは別添事案一覧のとおり。）

※ 試算の方法

支援必要額の総額の試算に当たっては、都道府県等からの支援要望見込み額を基本とし、現時点ではまだ支援要望見込み額が提示されていない事案については、第3回支障除去等に関するあり方懇談会（平成21年2月25日）配付資料4-2「平成19年度末時点での残存事案のうち、平成10年度6月17日以降に行いがなされ、現在生活環境保全上の支障又はそのおそれがあると判断されている事案等における産業廃棄物適正処理推進基金の活用可能性（事業費の見積もり）について」で用いた総事業費単価（財団法人産業廃棄物処理事業振興財団算出（以下「試算単価」という。））を使用した。

2. 平成22年度以降に積み増しが必要な金額の見積もり結果

(1) 基金の出えん可能残高（平成21年度末現在）

基金の平成21年度末時点の出えん可能残額（見込み）は次のとおり。

出えん可能残額（平成21年度末）	1,586,742千円
------------------	-------------

(2) 平成22年度以降に積み増しが必要な金額の見積もり

上記1.の支援必要見込み額の総額及び2.(1)基金の出えん可能残高（見込み）から、平成22年度以降に積み増しが必要な金額を見積もると、次のとおりとなる。

① 試算単価による支援事案を全て全量撤去とした場合

a 支援必要額の総額	4,364,412千円
b 出えん可能残額（見込み）（平成21年度末）	1,586,742千円
c 積み増し必要額 [a - b]	2,777,670千円

② 試算単価による支援事案を全て部分撤去とした場合

a 支援必要額の総額	4,047,898千円
b 出えん可能残額（見込み）（平成21年度末）	1,586,742千円
c 積み増し必要額 [a - b]	2,461,156千円

3. 平成25年度以降に必要となると見込まれる金額

平成21年度の産業界からの出えん見込み額は、約1.77億円であることから、仮に、平成22～24年度の3カ年で積み増しができる金額を、平成21年度に出えんいただいた金額を超えない範囲で仮定（見込み）すると、最大でも8億円弱以内となる。

一方で、上記2のとおり、平成22年度以降に積み増しが必要となる金額は24.6～27.8億円程度となっていることから、平成25年度以降、少なくとも現時点においては17～20億円程度以上の金額の不足が見込まれる。

平成10年6月17日以降に不法投棄等の行為が行われた事案(廃棄物処理法に基づく基金の対象)で、都道府県等から支援の希望があった事案一覧

A: 平成20年度末までに判明し、支援を希望すると報告のあった事案[平成10年6月17日以降] (10件)

平成22年3月

都道府県・ 政令市名	市区町村名	不適正処分の形 態	平成20年度末合計量 (t)	主な廃棄物の種類 (t)	支援等の区分	支援の種類	今後の対応方針	支援要見込み額等(千円)		試算単価による試算(千円)		備考
								支援除去等 事業費	支援要見込みみ額	支援除去等 事業費	支援必要見込みみ額	
群馬県	伊勢崎市	第12条違反	1,200	金属す 1,000 廃プラ 200	現に支援が生じている	火災、悪臭の発生 ねずみ・害虫等の発生	支援除去措置	100,000	75,000	—	—	・援額・量 H14.3 火災発生 H22.1 火災発生 ・支援等の状況 既出流し処理方法 周辺へ流出の防止水 汚染土壌の全量撤去
岩手県	花巻市	第16条違反	58	麻油 58	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	5,400	4,050	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
静岡県	沼津市	第16条違反	201,577	廃プラ 201,577	現に支援のおそれがある	悪臭	おそれの防止措置	1,000,000	750,000	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
三重県	津市	第12条違反	1,450	廃プラ 1,450	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	—	—	全量 42,050 部分 13,050	全量 31,538 部分 9,788	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
奈良県	宇陀市	第12条違反	854,398	廃プラ 332,834 ガラス 292,601 がれき 108,262	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	—	—	全量 271,434 部分 50,001	全量 203,576 部分 37,501	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
福岡県	広川町	第12条違反	7,143	悪臭 7,143	現に支援のおそれがある	悪臭・流出	おそれの防止措置	1,300,000	975,000	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
福岡県	東郷町	第12条違反	3,555	悪臭 3,555	現に支援のおそれがある	悪臭・流出	おそれの防止措置	—	—	全量 135,080 部分 24,885	全量 104,318 部分 18,684	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
大分県	杵築市	第12条違反	3,500	がれき 1,500 廃プラ 1,200 不くす 500	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	170,000	127,500	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
仙台市	仙台市	第12条違反	4,950	廃プラ 4,950	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	300,000	225,000	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
千葉県	千葉市	第12条違反	50,000	廃プラ 30,000 ガラス 10,000 不くす 9,500	現に支援のおそれがある	悪臭・流出	おそれの防止措置	1,000,000	750,000	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
								2,906,550	2,906,550	全量 338,432 部分 65,953	全量 338,432 部分 65,953	

B: 平成21年度に新たに判明し、支援を希望すると報告のあった事案[平成21年10月末時点] (2件)

都道府県・ 政令市名	市区町村名	不適正処分の形 態	平成21年度末合計量 (t)	主な廃棄物の種類	支援等の区分	支援の種類	今後の対応方針	支援要見込み額等(千円)		試算単価による試算(千円)		備考
								支援除去等 事業費	支援要見込みみ額	支援除去等 事業費	支援必要見込みみ額	
熊本県	阿蘇郡	第10条違反	1,980	ペーパー・スラッジ	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	—	—	全量 75,240 部分 13,650	全量 56,430 部分 10,395	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
福岡県	伊達郡	第12条違反	294,001	廃プラスチック類(その他)	現に支援のおそれがある	公共の水域及び地下水の汚染	おそれの防止措置	80,000	67,500	—	—	・支援等の状況 汚染土壌の全量撤去
								80,000	67,500	全量 56,430 部分 10,395	全量 56,430 部分 10,395	

C: 平成20年度末までに判明し、今後の対応として現に支障のおそれがあるものの状況確認のための定期的な立入検査を実施すると判断されていたが、平成21年度において、当該対応方針を変更して、支障のおそれの防止措置を実施すると判断され、支援を希望すると報告のあった事業[平成22年2月時点] (4件)

都道府県・政令市名	市区町村名	不潔正処分の形態	平成21年度末合計量(ト)	主な廃棄物の種類・量(ト)	支障等の区分	支障の種類	今後の対応方針	試算単面による試算(千円)			備考		
								支障除去等事業費	支障要見込み額	支障除去等事業費		支障要見込み額	
1 佐世保市	下宇土町	第12条違反	15,773	本ぐら 屑片 がれ屑類 10,380 シュロの干葉 180 農産物(ニール) 158 腐葉土 114	現に支障のおそれがある	飛散・流出、火災	おそれの防止措置	200,000	150,000	—	—	全量撤去予定	
2 佐世保市	袖木元町	第12条違反	1,052	がれ屑類	現に支障のおそれがある	飛散・流出	おそれの防止措置	30,000	22,500	—	—	全量撤去予定	
3 佐世保市	袖木元町	第12条違反	12,492	がれ屑類	現に支障のおそれがある	崩落	おそれの防止措置	400,000	300,000	—	—	全量撤去予定	
4 長崎県	大村市	第16条違反 第12条違反	5000+α	廃プラスチック類	現に支障のおそれがある	飛散・流出 公共の水溝及び地下水の汚染	おそれの防止措置	500,000	375,000	—	—	—	本事業は、①黒影処分場の許可区域外での不法投棄及び②許可区域内外での不適正処分からなる。 ②に係る不適正処分量は現在調査中。 (許可容量:20万㎡) 支障除去等事業費は、①の不法投棄に係る支障除去(汚水処理等)費用(1年分)及び②の不適正処分に係る支障除去(水処理、水処理、有害物除去等)費用(4年分)の合計額。
								847,500	0				

D: 平成20年度末までに判明し、今後の対応として支障の状況を明確にするための調査を実施すると判断され、支援を希望すると報告のあった事業[平成22年2月末時点] (1件)

都道府県・政令市名	市区町村名	不潔正処分の形態	平成21年度末合計量(ト)	主な廃棄物の種類・量(ト)	支障等の区分	支障の種類	今後の対応方針	試算単面による試算(千円)			備考		
								支障除去等事業費	支障要見込み額	支障除去等事業費		支障要見込み額	
1 静岡県	御前崎市	第12条違反	5,770	廃屑類 340 汚染土壌 5,430	現に支障のおそれがある	汚染土壌の除去及び洗浄	おそれの防止措置	200,000	150,000	—	—	—	支障等状況 廃屑類等が地盤へ漏出 支障除去工事 汚染土壌の除去・浄化
								150,000	0				

支障要見込み額(千円)	試算単面による支援額(千円)	合計(千円)
3,971,550	全量 392,862 部分 76,348	全量 4,364,412 部分 4,047,898

産業廃棄物適正処理推進基金(硫酸ピッチ事業を除く)の平成19年度までの支援実績と事業費単価

硫酸ピッチ以外の項目	件数		事業数 (事業)	想定全体量* (t)	総事業費 (千円)	総事業費単価 (千円/t)	支援額 (千円)
	(件)	(件)					
全量撤去	1	1	1	11,200.00	120,400	11	90,300
全量撤去	2	2	2	18,300.00	524,257	29	393,192
部分撤去	1	1	1	36,400.00	337,799	9	253,349
全量撤去	1	1	1	520.00	19,603	38	14,702
部分撤去	8	5	5	116,376.00	771,437	7	578,576
全量撤去	1	1	1	2,725.00	31,526	12	23,644
全量撤去	3	2	2	2,706.00	183,153	68	137,364
部分撤去	2	1	1	29,750.00	308,042	10	231,032
計	19	14	14	217,977.00	2,296,217	11	1,722,159

注) 想定全体量とは、部分撤去事業について、残置した廃棄物量も含めて把握している廃棄物総量(容量)を重量換算により推定した全体量のことである。なお、全量撤去事業については、実数量である。

